

「原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案」（第197回国会閣法第2号）に対する立憲民主党修正案の概要

内閣提出法案である「原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案」について、以下の3点の修正を行うこととする。

1. 目的規定の適正化に関する規定の追加

第1条の目的規定から「原子力事業の健全な発達」という文言を削除する旨の改正規定を追加すること。

2. 原子力事業者の和解案の受諾に関する規定の追加

原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案について、原子力事業者は、その内容が著しく不合理でない限り、これを受諾しなければならないこと等とする旨の改正規定を追加すること。

3. 賠償措置額に係る検討条項の追加

附則に、政府は、これまでの原子力事故による損害の額が第7条第1項の賠償措置額を大幅に超えるものであったことを踏まえ、福島第一原子力発電所の事故による損害の額を勘案し、賠償措置額の引き上げについて、速やかに検討すべき旨の検討条項を追加すること。

以上